明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（末端ガス栓と燃焼器との接続方法）

第十条　規則第四十四条第一号ヲの告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。

一　末端ガス栓（過流出安全機構を内蔵するものを除く。）と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）（屋内で使用する場合にあっては、ホース部分が鋼線で補強されているものに限る。以下、この条において同じ。）を用いてねじにより接続されていること。

ハ　両端にねじ又迅速継手の付いた燃焼器用ホース（ホース部分が鋼線で補強されたものに限る。以下、この条において同じ。）を用いてねじ又は迅速継手により接続されていること。

二　末端ガス栓（過流出安全機構を内蔵するものを除く。）と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、次のイ又はロにより接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース又は低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

三　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ、ハ又はニにより接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

ハ　両端にねじ又迅速継手の付いた燃焼器用ホース（ホース部分が鋼線で補強されたものに限る。）を用いてねじ又は迅速継手により接続されていること。

ニ　ゴム管を用いて接続され、接続部がホースバンドで締め付けられていること。

四　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、第二号のイ又はロにより接続されていること。

［号を削る。］

（末端ガス栓と燃焼器との接続方法）

第十条　規則第四十四条第一号ヲの告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。

一　末端ガス栓（次号に掲げるものを除く。）と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

ロ　両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いて迅速継手により接続されていること。

ハ　直接ねじにより接続されていること。

［号を加える。］

二　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　金属管、金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いる場合にあっては、前号イ又はロにより接続されていること。

ロ　ゴム管（その両端に迅速継手の付いたものを除く。）又は塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）を用いる場合は、接続部がホースバンドで締め付けられていること。

ハ　直接ねじにより接続されていること。

［号の細目を加える。］

三　末端ガス栓と前二号の燃焼器以外の燃焼器とを接続する場合は、直接ねじにより接続され、又は金属管、金属フレキシブルホース若しくは液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

四　金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の